

# **漁港漁場関係工事共通仕様書 (新旧対比表)**

**令和6年4月**

**水産庁漁港漁場整備部**

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
46	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用	2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「請負工事監督・検査要領」(以下「監督要領」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査(完成検査・既済部分検査等)にあたっては、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)(以下「予決令」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「請負工事監督・検査要領」(以下「監督要領」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査(完成検査・既済部分検査等)にあたっては、予算決算及び会計令(令和4年6月改正 政令第216号)(以下「予決令」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	・修正
49	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	32. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	32. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	・修正
50	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	39. 「JIS」とは、日本工業規格をいう。	39. 「JIS」とは、日本産業規格をいう。	・表現の適正化
50	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-3 設計図書の照査等	1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されている ものについては、受注者が備えなければならない。	1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の 原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されている ものについては、受注者が備えなければならない。	・修正
51	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-5 施工計画書	2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合は、監督職員の承諾を得て提出を省略することができるものとする。	2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合 および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については、提出不要とする。	・修正
51	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 工事実績情報(工事実績データ)の作成・登録	1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員宛に送信し、作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 2. 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については、以下のとおり対応する。 (1)受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。 (2)発注者は(1)によりメール送付された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。 (3)「登録内容確認書」については登録内容確認システムから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。	1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員宛に送信し、作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 2. 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については、以下のとおり対応する。 (1)受注者は、「登録のための確認のお願い」を作成し確定(仮登録)を行う。 (2)登録内容確認システムから発注者宛に事前確認のお願いメールが送付される。 (3)発注者は、登録内容確認システム上で登録内容の確認結果を入力する。 (4)「登録内容確認書」については登録内容確認システムから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。	・表現の適正化
52	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-8 工事用地等の使用	現行文なし	6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	・新規追加

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
53	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-10 工事の下請負	(2)当該下請負工事の施工能力を有すること なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	(2)当該下請負工事の施工能力を有すること なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約の締結に努めなければならない。	・修正
53	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 技術者の確認	受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む。)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ。)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。なお、名札の作成にあたっては、以下に示す様式を参照のこと。  名札(参考)	受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む。)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ。)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。なお、名札の作成にあたっては、図1-1を標準とする。 また、初回打ち合わせ(協議)時に、監理技術者又は主任技術者に係る現場代理人等通知書に添付された資格を証する書類の原本を持参し、監督職員の確認を受けること。契約後、監理技術者又は主任技術者の変更申請があった場合は、速やかに監督職員に変更後の監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類の原本を提示し確認を受けること。  【注1】用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 【注2】所属会社の社印とする。 図1-1 名札の標準図	・修正
54	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 調査試験等	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和5年3月28日、国官第250号、国官技第403号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(令和5年3月28日、国官第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。 (1)受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下システム)にて入力・登録しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2)受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和5年3月28日、国官第250号、国官技第403号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(令和5年3月28日、国官第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。 (1)受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下システム)にて入力・登録しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2)受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。	・修正
57	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-22 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会	1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。	1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、日時、場所、内容等の必要事項について1-1-27履行報告に定める週間工程表に記載し、事前に監督職員に提出すること。	・修正
58	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-23 工事完成図書	工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。 1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。	工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。 1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作について工事完成図の作成・提出は要しない。また、工事目的物によっては監督職員の承諾を得て工事完成図の作成・提出を省略できるるものとする。	・修正
58	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-23 工事完成図書	2. 電子納品 受注者は、工事写真、工事完成図を「工事完成図書の電子納品等要領」(以下「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものとする。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、監督職員と協議のうえ決定する。	2. 電子納品 (1)受注者は、工事写真、工事完成図書を「漁場工事完成図書の電子納品要領(案)」に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成するものとする。 (2)電子媒体の提出時はCD-R、DVD-R またはBD-R を2部提出しなければならない。	・表現の適正化

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
59	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-24 工事完成検査	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として 契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2)工事管理状況の書類、記録、写真等	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として 契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2)工事管理状況の書類、記録、写真等 <b>(3)休日確保の履行状況</b>	・修正
60	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 既済部分検査等	(3)既済部分の検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 ①工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ ②出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等	(3)既済部分の検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 ①工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ ②出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等 <b>③休日確保の履行状況</b>	・修正
61	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-27 履行報告	受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を監督職員に提出しなければならない。	受注者は、契約書第11条の規定に基づき、 <b>履行報告書もしくは履行状況を記した週間工程表</b> を監督職員に提出しなければならない。	・修正
61	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-29 休日確保の対応	現行文なし	<b>1-1-29 休日確保の対応</b> 受注者は、休日確保に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。なお、休日確保は、月単位で4週8休以上の現場閉所を確保し実施に努めなければならない。	・新規追加
64	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-30 諸法令、諸条例の遵守	現行文なし	(83)環境と調和のとれた食料システムの確立の確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律 37号)	・新規追加 クロスコンプライアンス
65	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 施工時期及び施工時間の変更	2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に <b>1-1-27履行報告に定める週間工程表に理由を付して</b> 監督職員に提出し、この提出をもって承諾を得たとみなす。	・修正
65	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 提出書類	受注者は、提出書類を工事請負契約及び本共通仕様書等で定める様式に基づき、監督職員等に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員等の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。	受注者は、提出書類を工事請負契約及び本共通仕様書等で定める様式に基づき、監督職員等に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員等の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、 <b>1-1-27履行報告に定める週間工程表を除いて</b> 、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
65, 66	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-36 工事の測量	1-1-35 工事の測量 1. 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、又は監督職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督職員に提出しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と相違する場合、その旨を監督職員に通知し、その指示を受けなければならない。 2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に通知し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 3. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている管理用基準面を基準として行うものとする。	1-1-36 工事の測量 1. 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、又は監督職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督職員に提出しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と相違する場合、その旨を監督職員に通知し、その指示を受けなければならない。 2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に通知し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 3. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている管理用基準面を基準として行うものとする。 4. 当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し承諾を得なければならない。	・修正
68	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-42 新技術活用	1-1-43 新技術活用	削除	・削除
-	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-44 クイックレスポンス	現行文なし	監督職員及び現場代理人及び主任技術者(監理技術者)等は「クイックレスポンス」に努める。 クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要かを確認し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するもの。	・新規追加
-	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-45 施工プロセスを通じた検査	現行文なし	「施工プロセスを通じた検査」は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認や段階検査を行うことにより、発注者と受注者間の双務性の向上、検査体制の充実による発注者の品質確保の取り組み強化、円滑かつ迅速工事代金の流通等を目指すものとする。 対象工事は、設計図書に「施工プロセスを通じた検査の対象工事であること。」と記載されている工事に限るものとする。 施工プロセス検査の実施においては、添付資料「施工プロセスを通じた検査方式実施要領」によるものとする。	・新規追加
-	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-46 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法	現行文なし	汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。 ①再利用品の場合 ①)引張試験による強度評価の場合 ・納品条件:引張試験後、未使用状態で保管しているもの ・提出資料:全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表 ・強度評価:引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。 ②)使用履歴による強度評価の場合 ・納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表) ・強度評価:「汚濁防止膜技術資料(案)」(H25.9(一財)港湾空港総合技術センター)に基づき、使用履歴(設置期間の合計)により算出したものを強度として評価する。 ③)使用履歴(ICタグ)による強度評価の場合 ・納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書 ・強度評価:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。 ④)未使用品の場合 ・納品条件:製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの ・提出資料:カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表)	・新規追加

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
-	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 <b>1-1-47 石綿使用の有無</b>	現行文なし	受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	・新規追加
70	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環り第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」(以下「オフロード法」という。)に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。	3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成28年8月30日付け国総環り第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」(以下「オフロード法」という。)に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合	・修正
70	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	3. 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から写真を求められた場合、提示しなければならない。 4. 受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、	3. 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 4. 受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、	・修正
71	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	5. 受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年7月31日付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議ができるものとする。	5. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議ができるものとする。	・修正
72	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、 <b>1-1-27履行報告に定める週間工程表に機種及び搬入・搬出予定日を記載しなければならない。</b>	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	摘 要
72	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	8. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。 また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	8. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 <b>なお、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。</b> また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	・修正
72	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47号の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 なお、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。  車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について	11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、 <b>道路法第47号の2に基づく通行許可、または道路法第47条10に基づく通行可能経路の回答</b> を得ていることを確認しなければならない。 また、 <b>道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)</b> 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、 <b>道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)</b> 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。  車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について	・修正
73	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	現行文なし	13. 受注者は、省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃料の使用量の削減を積極的に推進するものとする。	・新規追加 クロスコンプライアンス
73	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-3主任技術者(監理技術者)	(3) 現行文なし (4) 現行文なし	(3) 受注者の責によらない理由により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。 (4) 工場製作を含む工事のうち、工場製作のみ行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	・新規追加
77	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。ただし、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	・修正
77	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
77	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物		<p>8. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならぬ。      9. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。      10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があつた場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p>	・追加
78	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	1. 受注者は、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(一社)日本海上起重技術協会」「建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日付)」、「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月25日)」を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。	1. 受注者は、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(一社)日本海上起重技術協会」「建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日付)」、「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和6年3月5日)」を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。	・修正
82	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第1節 適用	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。 なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したものの、又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。 なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国産の建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とできる。	・修正
82	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第2節 工事材料の品質及び検査	現行文なし	<p><b>第2節工事材料の品質及び検査</b></p> <p>1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。      2. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。      3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、試験を省略できる。      4. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認と見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。      5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。      6. 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とができる。      なお、受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	・追加
84	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第5節 骨材 2-5-1 一般事項	現行文なし	JIS A 5011-5「コンクリート用スラグ骨材(石炭ガス化スラグ骨材)」	・追加

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要																																										
84	1. 本編 第1篇 共通編 第2章 材料 第5節 2-5-2セメントコンクリート用骨材	<p>記載なし</p> <p>表 2-2 砂利及び砂の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 質 項 目</th> <th>砂 利</th> <th>砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘土塊量 %</td> <td>0.25以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>微粒分量試験で失われる量 %</td> <td>1.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>有機不純物</td> <td>—</td> <td>標準色液の色よりも濃くないこと</td> </tr> <tr> <td>柔らかい石片 %</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの%</td> <td>0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物量 %</td> <td>—</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質 項 目	砂 利	砂	粘土塊量 %	0.25以下	1.0 以下	微粒分量試験で失われる量 %	1.0 以下	3.0 以下	有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと	柔らかい石片 %	5.0 以下	—	石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの%	0.5 以下	0.5 以下	塩化物量 %	—	0.04以下	<p>JIS A 5308「レディーミクストコンクリート 附属書A レディーミクストコンクリート用骨材」</p> <p>表 2-2 砂利及び砂の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 質 項 目</th> <th>砂 利</th> <th>砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘土塊量 %</td> <td>0.25以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>微粒分量試験で失われる量 %</td> <td>1.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>有機不純物</td> <td>—</td> <td>標準色液の色よりも濃くないこと</td> </tr> <tr> <td>柔らかい石片 %</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの%</td> <td>0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物量 %</td> <td>—</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質 項 目	砂 利	砂	粘土塊量 %	0.25以下	1.0 以下	微粒分量試験で失われる量 %	1.0 以下	3.0 以下	有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと	柔らかい石片 %	5.0 以下	—	石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの%	0.5 以下	0.5 以下	塩化物量 %	—	0.04以下	・追加、修正
品 質 項 目	砂 利	砂																																												
粘土塊量 %	0.25以下	1.0 以下																																												
微粒分量試験で失われる量 %	1.0 以下	3.0 以下																																												
有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと																																												
柔らかい石片 %	5.0 以下	—																																												
石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの%	0.5 以下	0.5 以下																																												
塩化物量 %	—	0.04以下																																												
品 質 項 目	砂 利	砂																																												
粘土塊量 %	0.25以下	1.0 以下																																												
微粒分量試験で失われる量 %	1.0 以下	3.0 以下																																												
有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと																																												
柔らかい石片 %	5.0 以下	—																																												
石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの%	0.5 以下	0.5 以下																																												
塩化物量 %	—	0.04以下																																												
	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第15節 防舷材 2-15-1 ゴム防舷材	現行文なし	<p>6. ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。</p> <p>(1) 静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性</p> <p>(2) 静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証</p> <p>(3) 物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性</p> <p>※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。</p>	追加																																										
110	1. 本編 第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 4-3-2 工場の選定	1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。	1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場(産業標準化法(令和4年6月改正法律68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。	・修正																																										
111	1. 本編 第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第4節 レディーミクストコンクリート 4-3-2 工場の選定	3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。	3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認のうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。	・修正																																										
137	1. 本編 第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-2 共通事項	17. 上層路盤 (1)受注者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。 ①各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。 ②路盤材料の敷均しは、材料の分離を避け、均等な厚さに敷均ししなければならない。 ③1層の計画仕上り厚さは、15cm以下としなければならない。	17. 上層路盤 (1)受注者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。 ①各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。 ②路盤材料の敷均しは、材料の分離を避け、均等な厚さに敷均ししなければならない。 ③1層の計画仕上り厚さは、15cm以下を <b>標準として</b> 、敷均さなければならぬ。	修正																																										

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
191	1. 本編 第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・縁金物工	ハ)車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	ハ)車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	・修正
198	1. 本編 第1編 共通編 第5章 一般施工 第23節 維持補修工 5-23-2 維持塗装工	2. 車止塗装、縁金物塗装 (1)鋼製 ①塗替の塗装の標準使用量は、「表5-5塗装工程(塗替)」によらなければならない。 ②車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色彩使用及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	2. 車止塗装、縁金物塗装 (1)鋼製 ①塗替の塗装の標準使用量は、「表5-5塗装工程(塗替)」によらなければならない。 ②車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色彩使用及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	・修正
206	1. 本編 第2編 漁港編 第1章 航路、泊地 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
210	1. 本編 第2編 漁港編 第2章 防波堤、防砂堤、導流堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
213	1. 本編 第2編 漁港編 第3章 防潮堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
216	1. 本編 第2編 漁港編 第4章 護岸、岸壁、物揚場 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
220	1. 本編 第2編 漁港編 第5章 梁橋、係船杭 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認求めなければならない。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
222	1. 本編 第2編 漁港編 第6章 船揚場 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
225	1. 本編 第2編 漁港編 第7章 臨港道路、駐車場 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
228	1. 本編 第3編 漁場編 第1章 魚礁 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
229	1. 本編 第3編 漁場編 第2章 増殖場、養殖場 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
232	1. 本編 第4編 海岸編 第1章 堤防、護岸、胸壁 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 編漁港海岸事業設計の手引(平成25年度版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会編 漁港海岸事業設計の手引(令和2年度版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し
233	1. 本編 第4編 海岸編 第2章 突堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 編漁港海岸事業設計の手引(平成25年度版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会編 漁港海岸事業設計の手引(令和2年度版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和6年4月)	・内容の見直し

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要																																																																				
238	1. 本編 第4編 海岸編 第3章 離岸堤・潜堤・人工リーフ 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 編漁港海岸事業設計の手引(平成25年度版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会編 漁港海岸事業設計の手引( <b>令和2年度版</b> ) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書( <b>2023年版</b> ) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部 <b>令和6年4月</b> )	・内容の見直し																																																																				
240	1. 本編 第4編 海岸編 第4章 水門及び樋門、陸閘 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 編漁港海岸事業設計の手引(平成25年度版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会編 漁港海岸事業設計の手引( <b>令和2年度版</b> ) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書( <b>2023年版</b> ) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部 <b>令和6年4月</b> )	・内容の見直し																																																																				
242	1. 本編 第4編 海岸編 第5章 砂浜(養浜) 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 編漁港海岸事業設計の手引(平成25年度版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部令和2年4月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会編 漁港海岸事業設計の手引( <b>令和2年度版</b> ) (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書( <b>2023年版</b> ) (公社)全国漁港漁場協会 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部 <b>令和6年4月</b> )	・内容の見直し																																																																				
277,278	漁港漁場関係工事品質管理基準 16コンクリート 16-1 レディーミクストコンクリート	<p>16. コンクリート 16-1 レディーミクストコンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理項目</th> <th>管理内容</th> <th>管理方法</th> <th>品質規格</th> <th>測定頻度</th> <th>結果の整理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) JISマーク表示認定工場製品</td> <td>配合</td> <td>規定の品質が示されることの確認</td> <td>レディーミクストコンクリート JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画書の確認</td> <td>JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画書を提出する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験結果</td> <td>配合計画の基礎となる資材が複数ある場合 JIS A 1138 又はブランドによりコンクリートを確認し、スラップ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認</td> <td>マーク表示認定工場 製品外で監視結果が表示された時</td> <td>JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画の基礎となる資材が複数ある場合 JIS A 1138 又はブランドによりコンクリートを確認し、スラップ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認</td> <td></td> <td>JISマーク表示認定工場 製品外で監視結果が表示された時</td> <td>木セメント比の算定方法 配合計画の条件と方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スランプ</td> <td>スランプ試験 JIS A 1115 JIS A 1101 荷重し地点で採取、試験</td> <td>(共 第1編 表4-2) 荷重し地點で採取、試験</td> <td>荷重し地點で採取し検出 荷重し地點で採取し検出</td> <td></td> <td>スランプ試験 JIS A 1115 JIS A 1101 荷重し地點で採取、試験</td> <td>(共 第1編 表4-2) 荷重し地點で採取し検出 荷重し地點で採取し検出</td> <td>木セメント比の算定方法 配合計画の条件と方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>沈下度</td> <td>沈下度試験(鋼筋用コンクリートに適用) 土木学会標準「鋼筋用コンクリートに適用する試験方法」 特許による。</td> <td>荷重し地點で採取、試験</td> <td>荷重し地點で採取 荷重し地點で採取、試験</td> <td></td> <td>沈下度試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験</td> <td>沈下度試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験</td> <td>管理を怠り、機器 荷重し地點で採取、試験</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気量</td> <td>空気量試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験</td> <td>規定量に対する許容範囲± ± 1.5%</td> <td>荷重し地點で採取 荷重し地點で採取</td> <td>± 1.5% 荷重し地點で採取</td> <td>空気量試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験</td> <td>規定量に対する許容範囲± ± 1.5% 荷重し地點で採取</td> <td>管理を怠り、機器 荷重し地點で採取、試験</td> </tr> <tr> <td></td> <td>強度</td> <td>强度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成</td> <td>JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成</td> <td>1日1回とし、1日の打設量が150m<sup>3</sup>を超える場合は、同一打設場所で1回とし、同一打設場所で1日当たり打設量が少量化の場合は、監視結果の半量を得て打設量に割合なく100m<sup>3</sup>ごとに1回とすることができる。</td> <td></td> <td>强度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成</td> <td>1日1回とし、1日の打設量が150m<sup>3</sup>を超える場合は11日2回とする。 たゞ、同一打設場所で1日当たり打設量が少量化の場合は、監視結果の半量を得て打設量に割合なく100m<sup>3</sup>ごとに1回することができる。</td> <td>強度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮試験</td> <td>JIS A 1108</td> <td>1回の試験結果は、平均強度 併び強度の標準偏差の70%以上3倍の強度の平均値とする。 また、平均強度(指定期間の値)以上</td> <td>荷重し地點で採取 荷重し地點で採取し検出</td> <td>標準偏差の70%以上3倍の平均値とする。</td> <td>圧縮試験 JIS A 1108</td> <td>1回の試験結果は、平均強度 併び強度の標準偏差の70%以上3倍の強度の平均値とする。 また、平均強度(指定期間の値)以上</td> <td>強度試験 JIS A 1108 荷重し地點で作成 荷重し地點で作成</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	1) JISマーク表示認定工場製品	配合	規定の品質が示されることの確認	レディーミクストコンクリート JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画書の確認	JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画書を提出する。					試験結果	配合計画の基礎となる資材が複数ある場合 JIS A 1138 又はブランドによりコンクリートを確認し、スラップ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認	マーク表示認定工場 製品外で監視結果が表示された時	JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画の基礎となる資材が複数ある場合 JIS A 1138 又はブランドによりコンクリートを確認し、スラップ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		JISマーク表示認定工場 製品外で監視結果が表示された時	木セメント比の算定方法 配合計画の条件と方法		スランプ	スランプ試験 JIS A 1115 JIS A 1101 荷重し地点で採取、試験	(共 第1編 表4-2) 荷重し地點で採取、試験	荷重し地點で採取し検出 荷重し地點で採取し検出		スランプ試験 JIS A 1115 JIS A 1101 荷重し地點で採取、試験	(共 第1編 表4-2) 荷重し地點で採取し検出 荷重し地點で採取し検出	木セメント比の算定方法 配合計画の条件と方法		沈下度	沈下度試験(鋼筋用コンクリートに適用) 土木学会標準「鋼筋用コンクリートに適用する試験方法」 特許による。	荷重し地點で採取、試験	荷重し地點で採取 荷重し地點で採取、試験		沈下度試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	沈下度試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	管理を怠り、機器 荷重し地點で採取、試験		空気量	空気量試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	規定量に対する許容範囲± ± 1.5%	荷重し地點で採取 荷重し地點で採取	± 1.5% 荷重し地點で採取	空気量試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	規定量に対する許容範囲± ± 1.5% 荷重し地點で採取	管理を怠り、機器 荷重し地點で採取、試験		強度	强度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成	1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は、同一打設場所で1回とし、同一打設場所で1日当たり打設量が少量化の場合は、監視結果の半量を得て打設量に割合なく100m <sup>3</sup> ごとに1回とすることができる。		强度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成	1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は11日2回とする。 たゞ、同一打設場所で1日当たり打設量が少量化の場合は、監視結果の半量を得て打設量に割合なく100m <sup>3</sup> ごとに1回することができる。	強度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、平均強度 併び強度の標準偏差の70%以上3倍の強度の平均値とする。 また、平均強度(指定期間の値)以上	荷重し地點で採取 荷重し地點で採取し検出	標準偏差の70%以上3倍の平均値とする。	圧縮試験 JIS A 1108	1回の試験結果は、平均強度 併び強度の標準偏差の70%以上3倍の強度の平均値とする。 また、平均強度(指定期間の値)以上	強度試験 JIS A 1108 荷重し地點で作成 荷重し地點で作成	・修正
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考																																																																	
1) JISマーク表示認定工場製品	配合	規定の品質が示されることの確認	レディーミクストコンクリート JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画書の確認	JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画書を提出する。																																																																				
	試験結果	配合計画の基礎となる資材が複数ある場合 JIS A 1138 又はブランドによりコンクリートを確認し、スラップ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認	マーク表示認定工場 製品外で監視結果が表示された時	JIS A 5308 及び 特に 製造前及び使用時材の交換時 配合計画の基礎となる資材が複数ある場合 JIS A 1138 又はブランドによりコンクリートを確認し、スラップ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		JISマーク表示認定工場 製品外で監視結果が表示された時	木セメント比の算定方法 配合計画の条件と方法																																																																	
	スランプ	スランプ試験 JIS A 1115 JIS A 1101 荷重し地点で採取、試験	(共 第1編 表4-2) 荷重し地點で採取、試験	荷重し地點で採取し検出 荷重し地點で採取し検出		スランプ試験 JIS A 1115 JIS A 1101 荷重し地點で採取、試験	(共 第1編 表4-2) 荷重し地點で採取し検出 荷重し地點で採取し検出	木セメント比の算定方法 配合計画の条件と方法																																																																
	沈下度	沈下度試験(鋼筋用コンクリートに適用) 土木学会標準「鋼筋用コンクリートに適用する試験方法」 特許による。	荷重し地點で採取、試験	荷重し地點で採取 荷重し地點で採取、試験		沈下度試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	沈下度試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	管理を怠り、機器 荷重し地點で採取、試験																																																																
	空気量	空気量試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	規定量に対する許容範囲± ± 1.5%	荷重し地點で採取 荷重し地點で採取	± 1.5% 荷重し地點で採取	空気量試験 JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1117 JIS A 1118 JIS A 1128 荷重し地點で採取、試験	規定量に対する許容範囲± ± 1.5% 荷重し地點で採取	管理を怠り、機器 荷重し地點で採取、試験																																																																
	強度	强度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成	1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は、同一打設場所で1回とし、同一打設場所で1日当たり打設量が少量化の場合は、監視結果の半量を得て打設量に割合なく100m <sup>3</sup> ごとに1回とすることができる。		强度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成	1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は11日2回とする。 たゞ、同一打設場所で1日当たり打設量が少量化の場合は、監視結果の半量を得て打設量に割合なく100m <sup>3</sup> ごとに1回することができる。	強度試験 JIS A 1115 JIS A 1132 荷重し地點で作成																																																																
	圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、平均強度 併び強度の標準偏差の70%以上3倍の強度の平均値とする。 また、平均強度(指定期間の値)以上	荷重し地點で採取 荷重し地點で採取し検出	標準偏差の70%以上3倍の平均値とする。	圧縮試験 JIS A 1108	1回の試験結果は、平均強度 併び強度の標準偏差の70%以上3倍の強度の平均値とする。 また、平均強度(指定期間の値)以上	強度試験 JIS A 1108 荷重し地點で作成 荷重し地點で作成																																																																

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要																																																																																																																																
341,342 345,346 351,352 357,358 363,364	<b>漁港漁場関係工事出来形管理基準</b> 4. 基礎工 <b>4-4 基礎ブロック工</b> ※ 6. 本体工(ブロック式) 6-1 本体ブロック製作工 8. 本体工(捨石・捨ブロック式) 8-3 捨ブロック工 13. 被覆・根固工 13-2 被覆ブロック工 16. 消波工 16-2 消波ブロック工 も同様の修正	<p><b>4-4 基礎ブロック工</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基礎ブロック製作 高さ、壁厚</td><td>スチールテープ等により測定</td><td>型枠取り外し後全数</td><td></td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td>幅+2cm~1cm 高さ+2cm~1cm 長さ+2cm~1cm 偏厚±1cm</td><td>様式・出来形R3-1参照 ブロック(方塊)</td></tr> <tr> <td>2. 破損部 修理部 修理材 修理材注入位置 (異形ブロック)</td><td>スチールテープ等により測定 修理材注入位置 修理結果を報告</td><td>入数</td><td>既往工件以降</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3. ブロック外観 (異形ブロック)</td><td>観察</td><td>全 数</td><td></td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4. 捨ブロック措付 付</td><td>既往工件に付ける スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) 入り</td><td>捨付ブロック1個につき2箇所</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td>+5cm</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5. 接接合部 接合部 接合部 の隙間</td><td>捨付ブロックと スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工)</td><td>捨付ブロック1個につき2箇所</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td>プロック(方塊) 3cm以下</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6. 長 延長</td><td>スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) (のみ)</td><td>持付け完了後、法線上(底上工) (のみ)</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>7. 高 火薙高</td><td>レベル等により測定 所(底上工のみ)</td><td>捨付ブロック1個につき2箇所</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 基礎ブロック製作 高さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数		1cm	管理表を作成し提出	幅+2cm~1cm 高さ+2cm~1cm 長さ+2cm~1cm 偏厚±1cm	様式・出来形R3-1参照 ブロック(方塊)	2. 破損部 修理部 修理材 修理材注入位置 (異形ブロック)	スチールテープ等により測定 修理材注入位置 修理結果を報告	入数	既往工件以降					3. ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数			観察結果を報告			4. 捨ブロック措付 付	既往工件に付ける スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) 入り	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	+5cm			5. 接接合部 接合部 接合部 の隙間	捨付ブロックと スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	プロック(方塊) 3cm以下			6. 長 延長	スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) (のみ)	持付け完了後、法線上(底上工) (のみ)	1cm	管理表を作成し提出				7. 高 火薙高	レベル等により測定 所(底上工のみ)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出				<p><b>4-4 基礎ブロック工</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基礎ブロック製作 高さ、壁厚</td><td>スチールテープ等により測定</td><td>型枠取り外し後全数</td><td></td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td>幅+2cm~1cm 高さ+2cm~1cm 偏厚±1cm</td><td>様式・出来形R3-1参照 ブロック(方塊)</td></tr> <tr> <td>2. 破損部 修理部 修理材 修理材注入位置 (異形ブロック)</td><td>スチールテープ等により測定 修理材注入位置 修理結果を報告</td><td>入数</td><td>既往工件以降</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3. ブロック外観 (異形ブロック)</td><td>観察</td><td>全 数</td><td></td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4. 捨ブロック措付 付</td><td>既往工件に対する出 入り</td><td>捨付ブロック1個につき2箇所</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td>+5cm</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5. 接接合部 接合部 接合部 の隙間</td><td>捨付ブロックと スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工)</td><td>捨付ブロック1個につき2箇所</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td>プロック(方塊) 3cm以下</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6. 長 延長</td><td>スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) (のみ)</td><td>持付け完了後、法線上(底上工) (のみ)</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>7. 高 火薙高</td><td>レベル等により測定 所(底上工のみ)</td><td>捨付ブロック1個につき2箇所</td><td>1cm</td><td>管理表を作成し提出</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 基礎ブロック製作 高さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数		1cm	管理表を作成し提出	幅+2cm~1cm 高さ+2cm~1cm 偏厚±1cm	様式・出来形R3-1参照 ブロック(方塊)	2. 破損部 修理部 修理材 修理材注入位置 (異形ブロック)	スチールテープ等により測定 修理材注入位置 修理結果を報告	入数	既往工件以降					3. ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数			観察結果を報告			4. 捨ブロック措付 付	既往工件に対する出 入り	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	+5cm			5. 接接合部 接合部 接合部 の隙間	捨付ブロックと スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	プロック(方塊) 3cm以下			6. 長 延長	スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) (のみ)	持付け完了後、法線上(底上工) (のみ)	1cm	管理表を作成し提出				7. 高 火薙高	レベル等により測定 所(底上工のみ)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出				・修正
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 基礎ブロック製作 高さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数		1cm	管理表を作成し提出	幅+2cm~1cm 高さ+2cm~1cm 長さ+2cm~1cm 偏厚±1cm	様式・出来形R3-1参照 ブロック(方塊)																																																																																																																													
2. 破損部 修理部 修理材 修理材注入位置 (異形ブロック)	スチールテープ等により測定 修理材注入位置 修理結果を報告	入数	既往工件以降																																																																																																																																	
3. ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数			観察結果を報告																																																																																																																															
4. 捨ブロック措付 付	既往工件に付ける スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) 入り	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	+5cm																																																																																																																															
5. 接接合部 接合部 接合部 の隙間	捨付ブロックと スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	プロック(方塊) 3cm以下																																																																																																																															
6. 長 延長	スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) (のみ)	持付け完了後、法線上(底上工) (のみ)	1cm	管理表を作成し提出																																																																																																																																
7. 高 火薙高	レベル等により測定 所(底上工のみ)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出																																																																																																																																
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 基礎ブロック製作 高さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数		1cm	管理表を作成し提出	幅+2cm~1cm 高さ+2cm~1cm 偏厚±1cm	様式・出来形R3-1参照 ブロック(方塊)																																																																																																																													
2. 破損部 修理部 修理材 修理材注入位置 (異形ブロック)	スチールテープ等により測定 修理材注入位置 修理結果を報告	入数	既往工件以降																																																																																																																																	
3. ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数			観察結果を報告																																																																																																																															
4. 捨ブロック措付 付	既往工件に対する出 入り	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	+5cm																																																																																																																															
5. 接接合部 接合部 接合部 の隙間	捨付ブロックと スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出	プロック(方塊) 3cm以下																																																																																																																															
6. 長 延長	スチールテープ等により測定 所(底下工、最上工) (のみ)	持付け完了後、法線上(底上工) (のみ)	1cm	管理表を作成し提出																																																																																																																																
7. 高 火薙高	レベル等により測定 所(底上工のみ)	捨付ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出																																																																																																																																
371,372	<b>漁港漁場関係工事出来形管理基準</b> 22. 魚礁工 22-1 魚礁製作工・単体魚礁製作	<p><b>22. 魚礁工</b></p> <p><b>22-1 魚礁製作工・単体魚礁製作</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 単体魚礁製作 高さ</td><td>型枠挿入法</td><td>観 察</td><td>型枠挿入後適宜</td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td>魚礁メーカー貸与型枠以外上工の場合、6-6前面壁プロック工、張ブロック工を適用</td></tr> <tr> <td></td><td>プロック外観 観 察</td><td>持付け工上</td><td></td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 単体魚礁製作 高さ	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告		魚礁メーカー貸与型枠以外上工の場合、6-6前面壁プロック工、張ブロック工を適用		プロック外観 観 察	持付け工上			観察結果を報告			<p><b>22. 魚礁工</b></p> <p><b>22-1 魚礁製作工・単体魚礁製作</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 単体魚礁製作 高さ</td><td>型枠挿入法</td><td>観 察</td><td>型枠挿入後適宜</td><td></td><td>観察結果を報告・測定</td><td></td><td>魚礁メーカー貸与型枠により上工の場合、6-6前面壁プロック工、張ブロック工を適用</td></tr> <tr> <td></td><td>プロック外観 観 察</td><td>持付け工上</td><td></td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 単体魚礁製作 高さ	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告・測定		魚礁メーカー貸与型枠により上工の場合、6-6前面壁プロック工、張ブロック工を適用		プロック外観 観 察	持付け工上			観察結果を報告			・修正																																																																																
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 単体魚礁製作 高さ	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告		魚礁メーカー貸与型枠以外上工の場合、6-6前面壁プロック工、張ブロック工を適用																																																																																																																													
	プロック外観 観 察	持付け工上			観察結果を報告																																																																																																																															
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 単体魚礁製作 高さ	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告・測定		魚礁メーカー貸与型枠により上工の場合、6-6前面壁プロック工、張ブロック工を適用																																																																																																																													
	プロック外観 観 察	持付け工上			観察結果を報告																																																																																																																															
373,374	<b>漁港漁場関係工事出来形管理基準</b> 23. 増殖場工 23-1 増定基質製作工・単体着定基質製作	<p><b>23. 増殖場工</b></p> <p><b>23-1 増定基質製作工・単体着定基質製作</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 着定基質製作 (異形ブロック)</td><td>型枠挿入法</td><td>観 察</td><td>型枠挿入後適宜</td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td>魚礁タイプは、22-1魚礁工・魚礁工・単体魚礁製作を通じて</td></tr> <tr> <td></td><td>プロック外観 (異形ブロック)</td><td>観 察</td><td>全 数</td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 着定基質製作 (異形ブロック)	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告		魚礁タイプは、22-1魚礁工・魚礁工・単体魚礁製作を通じて		プロック外観 (異形ブロック)	観 察	全 数		観察結果を報告			<p><b>23. 増殖場工</b></p> <p><b>23-1 増定基質製作工・単体着定基質製作</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 増定基質製作 (異形ブロック)</td><td>型枠挿入法</td><td>観 察</td><td>型枠挿入後適宜</td><td></td><td>観察結果を報告・測定</td><td></td><td>魚礁タイプは、22-1魚礁工・魚礁工・単体魚礁製作を通じて</td></tr> <tr> <td></td><td>プロック外観 (異形ブロック)</td><td>観 察</td><td>10箇口以上</td><td></td><td>観察結果を報告</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 増定基質製作 (異形ブロック)	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告・測定		魚礁タイプは、22-1魚礁工・魚礁工・単体魚礁製作を通じて		プロック外観 (異形ブロック)	観 察	10箇口以上		観察結果を報告			・修正																																																																																
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 着定基質製作 (異形ブロック)	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告		魚礁タイプは、22-1魚礁工・魚礁工・単体魚礁製作を通じて																																																																																																																													
	プロック外観 (異形ブロック)	観 察	全 数		観察結果を報告																																																																																																																															
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 増定基質製作 (異形ブロック)	型枠挿入法	観 察	型枠挿入後適宜		観察結果を報告・測定		魚礁タイプは、22-1魚礁工・魚礁工・単体魚礁製作を通じて																																																																																																																													
	プロック外観 (異形ブロック)	観 察	10箇口以上		観察結果を報告																																																																																																																															
357,358	<b>漁港漁場関係工事出来形管理基準</b> 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	<p><b>13. 被覆・根固工</b></p> <p><b>13-1 被覆石工</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆石 (均しを付込み面)</td><td>天端面 アルミニウム等により測定</td><td>音響測定機、レッド又はレーベル等により測定</td><td>測隙及び割合測定(±10m以下)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>(特)による。</td><td>様式・出来形R3-1参照</td></tr> <tr> <td>2. 被覆石均し</td><td>天端面 アルミニウム等により測定</td><td>音響測定機、レッド又はレーベル等により測定</td><td>測隙及び割合測定(±10m以下)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>三〇cm(天端面)±0.~2cm ±0.~2cm又は(特)による。</td><td></td></tr> <tr> <td>法 面</td><td>音響測定機、レッド又はレーベル等により測定</td><td>測隙測定(±10m以下、測点3点以上測し、マップ厚2m以下の場合2点以上)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>三〇cm(法面)±0.~2cm (法面)±0.~2cm又は(特)による。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>天端面</td><td>スチールテーブル、開閉錠により測定</td><td></td><td>測隙測定(±10m以下)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>+規定期び± -20cm</td><td></td></tr> <tr> <td>延 長</td><td>スチールテーブル、開閉錠により測定</td><td>天端中心上又は底面測定(±表示)による。</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>+規定期び± -20cm</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 被覆石 (均しを付込み面)	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形R3-1参照	2. 被覆石均し	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(天端面)±0.~2cm ±0.~2cm又は(特)による。		法 面	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙測定(±10m以下、測点3点以上測し、マップ厚2m以下の場合2点以上)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(法面)±0.~2cm (法面)±0.~2cm又は(特)による。			天端面	スチールテーブル、開閉錠により測定		測隙測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm		延 長	スチールテーブル、開閉錠により測定	天端中心上又は底面測定(±表示)による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm			<p><b>13. 被覆・根固工</b></p> <p><b>13-1 被覆石工</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>管理項目</th><th>測定方法</th><th>測定期度</th><th>測定期位</th><th>結果の整理方法</th><th>許容範囲</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆石 (均しを付込み面)</td><td>天端面 アルミニウム等により測定</td><td>音響測定機、レッド又はレーベル等により測定</td><td>測隙及び割合測定(±10m以下)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>(特)による。</td><td>様式・出来形R3-1参照</td></tr> <tr> <td>2. 被覆石均し</td><td>天端面 アルミニウム等により測定</td><td>音響測定機、レッド又はレーベル等により測定</td><td>測隙及び割合測定(±10m以下)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>三〇cm(天端面)±0.~2cm ±0.~2cm又は(特)による。</td><td></td></tr> <tr> <td>法 面</td><td>音響測定機、レッド又はレーベル等により測定</td><td>測隙測定(±10m以下、測点3点以上測し、マップ厚2m以下の場合2点以上)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>三〇cm(法面)±0.~2cm (法面)±0.~2cm又は(特)による。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>天端面</td><td>スチールテーブル、開閉錠により測定</td><td>測隙測定(±10m以下)</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>+規定期び± -20cm</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>延 長</td><td>スチールテーブル、開閉錠により測定</td><td>天端中心上又は底面測定(±表示)による。</td><td>10cm</td><td>出来形図を作成し提出</td><td>+規定期び± -20cm</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 被覆石 (均しを付込み面)	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形R3-1参照	2. 被覆石均し	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(天端面)±0.~2cm ±0.~2cm又は(特)による。		法 面	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙測定(±10m以下、測点3点以上測し、マップ厚2m以下の場合2点以上)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(法面)±0.~2cm (法面)±0.~2cm又は(特)による。			天端面	スチールテーブル、開閉錠により測定	測隙測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm			延 長	スチールテーブル、開閉錠により測定	天端中心上又は底面測定(±表示)による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm			・修正																																
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 被覆石 (均しを付込み面)	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形R3-1参照																																																																																																																													
2. 被覆石均し	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(天端面)±0.~2cm ±0.~2cm又は(特)による。																																																																																																																														
法 面	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙測定(±10m以下、測点3点以上測し、マップ厚2m以下の場合2点以上)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(法面)±0.~2cm (法面)±0.~2cm又は(特)による。																																																																																																																															
天端面	スチールテーブル、開閉錠により測定		測隙測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm																																																																																																																														
延 長	スチールテーブル、開閉錠により測定	天端中心上又は底面測定(±表示)による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm																																																																																																																															
工種	管理項目	測定方法	測定期度	測定期位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																													
1. 被覆石 (均しを付込み面)	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形R3-1参照																																																																																																																													
2. 被覆石均し	天端面 アルミニウム等により測定	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙及び割合測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(天端面)±0.~2cm ±0.~2cm又は(特)による。																																																																																																																														
法 面	音響測定機、レッド又はレーベル等により測定	測隙測定(±10m以下、測点3点以上測し、マップ厚2m以下の場合2点以上)	10cm	出来形図を作成し提出	三〇cm(法面)±0.~2cm (法面)±0.~2cm又は(特)による。																																																																																																																															
天端面	スチールテーブル、開閉錠により測定	測隙測定(±10m以下)	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm																																																																																																																															
延 長	スチールテーブル、開閉錠により測定	天端中心上又は底面測定(±表示)による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定期び± -20cm																																																																																																																															

## 漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要																																																																																
440,441	漁港漁場関係工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-4 運搬打設工	<p>2-4 運搬打設工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td><td></td><td>打設機器</td><td>打設前</td><td>打設面の不適切除去、敷太さ等を撮影</td></tr> <tr> <td>運搬</td><td></td><td>コンクリートの運搬状況</td><td>運搬時</td><td>但し、JISマーク表示認定工場の場合省略</td></tr> <tr> <td>打 政</td><td></td><td>コンクリート打設</td><td>打設時</td><td>ボンブ、スキップ、ショット、コンベア等のオフィス方法及び凹凸状態、継ぎ目等を撮影。</td></tr> <tr> <td>138日</td><td></td><td>レイターナー等の施工状況</td><td>施工時</td><td>リターナー等の施工状況を撮影。</td></tr> <tr> <td>実施仕上手</td><td></td><td>仕上げ状況</td><td>施工仕上時</td><td>施工仕上状況を撮影。</td></tr> <tr> <td>養 生</td><td></td><td>養生</td><td>養生時</td><td>打設後、固結、打頭各部、天端の養生状況を撮影。</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		準備		打設機器	打設前	打設面の不適切除去、敷太さ等を撮影	運搬		コンクリートの運搬状況	運搬時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略	打 政		コンクリート打設	打設時	ボンブ、スキップ、ショット、コンベア等のオフィス方法及び凹凸状態、継ぎ目等を撮影。	138日		レイターナー等の施工状況	施工時	リターナー等の施工状況を撮影。	実施仕上手		仕上げ状況	施工仕上時	施工仕上状況を撮影。	養 生		養生	養生時	打設後、固結、打頭各部、天端の養生状況を撮影。	<p>2-4 運搬打設工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備 (※)</td><td></td><td>打設機器</td><td>打設前</td><td>打設面の不適切除去、敷太さ等を撮影</td></tr> <tr> <td>運搬 (※)</td><td></td><td>コンクリートの運搬状況</td><td>運搬時</td><td>但し、JISマーク表示認定工場の場合省略</td></tr> <tr> <td>打 政</td><td>(※)</td><td>コイクリート打設</td><td>打設時</td><td>ボンブ、スキップ、ショット、コンベア等のオフィス方法及び凹凸状態、継ぎ目等を撮影。</td></tr> <tr> <td>打設日 (※)</td><td></td><td>レイターナー除却状況</td><td>施工時</td><td>リターナー等の施工状況を撮影。</td></tr> <tr> <td>実施仕上手 (※)</td><td></td><td>仕上げ状況</td><td>施工仕上時</td><td>施工仕上状況を撮影。</td></tr> <tr> <td>養 生 (※)</td><td></td><td>養生</td><td>養生時</td><td>打設後、固結、打頭各部、天端の養生状況を撮影。</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		準備 (※)		打設機器	打設前	打設面の不適切除去、敷太さ等を撮影	運搬 (※)		コンクリートの運搬状況	運搬時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略	打 政	(※)	コイクリート打設	打設時	ボンブ、スキップ、ショット、コンベア等のオフィス方法及び凹凸状態、継ぎ目等を撮影。	打設日 (※)		レイターナー除却状況	施工時	リターナー等の施工状況を撮影。	実施仕上手 (※)		仕上げ状況	施工仕上時	施工仕上状況を撮影。	養 生 (※)		養生	養生時	打設後、固結、打頭各部、天端の養生状況を撮影。	・修正 (※) 代謝的な1サイクルの撮影で可とする
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
準備		打設機器	打設前	打設面の不適切除去、敷太さ等を撮影																																																																																
運搬		コンクリートの運搬状況	運搬時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略																																																																																
打 政		コンクリート打設	打設時	ボンブ、スキップ、ショット、コンベア等のオフィス方法及び凹凸状態、継ぎ目等を撮影。																																																																																
138日		レイターナー等の施工状況	施工時	リターナー等の施工状況を撮影。																																																																																
実施仕上手		仕上げ状況	施工仕上時	施工仕上状況を撮影。																																																																																
養 生		養生	養生時	打設後、固結、打頭各部、天端の養生状況を撮影。																																																																																
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
準備 (※)		打設機器	打設前	打設面の不適切除去、敷太さ等を撮影																																																																																
運搬 (※)		コンクリートの運搬状況	運搬時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略																																																																																
打 政	(※)	コイクリート打設	打設時	ボンブ、スキップ、ショット、コンベア等のオフィス方法及び凹凸状態、継ぎ目等を撮影。																																																																																
打設日 (※)		レイターナー除却状況	施工時	リターナー等の施工状況を撮影。																																																																																
実施仕上手 (※)		仕上げ状況	施工仕上時	施工仕上状況を撮影。																																																																																
養 生 (※)		養生	養生時	打設後、固結、打頭各部、天端の養生状況を撮影。																																																																																
440,441	漁港漁場関係工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-5 暑中コンクリート	<p>2-5 暑中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント、骨材、水の温度の管理</td><td></td><td>測定時</td><td></td><td>2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>施工内況</td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設前</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設後</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>初期強度、防護装置等</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設中及び完成完了後の保護状況</td><td>打設及び施工完了時</td><td>コンクリートの露出保護を必要とした場合</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		セメント、骨材、水の温度の管理		測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。	施工内況		打設面の状況	打設前				打設面の状況	打設後				打設面の状況	初期強度、防護装置等				打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合	<p>2-5 暑中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th>施工内況 (※)</th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント、骨材、水の温度の管理</td><td>施工内況 (※)</td><td>測定時</td><td></td><td>2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>施工内況</td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設前</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設後</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>初期強度、防護装置等</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設中及び完成完了後の保護状況</td><td>打設及び施工完了時</td><td>コンクリートの露出保護を必要とした場合</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理	施工内況 (※)	撮影箇所	撮影時 期		セメント、骨材、水の温度の管理	施工内況 (※)	測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。	施工内況		打設面の状況	打設前				打設面の状況	打設後				打設面の状況	初期強度、防護装置等				打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合	・修正 (※) 代謝的な1サイクルの撮影で可とする										
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
セメント、骨材、水の温度の管理		測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。																																																																																
施工内況		打設面の状況	打設前																																																																																	
		打設面の状況	打設後																																																																																	
		打設面の状況	初期強度、防護装置等																																																																																	
		打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合																																																																																
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理	施工内況 (※)	撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
セメント、骨材、水の温度の管理	施工内況 (※)	測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。																																																																																
施工内況		打設面の状況	打設前																																																																																	
		打設面の状況	打設後																																																																																	
		打設面の状況	初期強度、防護装置等																																																																																	
		打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合																																																																																
440,441	漁港漁場関係工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-6 寒中コンクリート	<p>2-6 寒中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント、骨材、水の温度の管理</td><td></td><td>測定時</td><td></td><td>2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>施工内況</td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設前</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設後</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>初期強度、防護装置等</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設中及び完成完了後の保護状況</td><td>打設及び施工完了時</td><td>コンクリートの露出保護を必要とした場合</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		セメント、骨材、水の温度の管理		測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。	施工内況		打設面の状況	打設前				打設面の状況	打設後				打設面の状況	初期強度、防護装置等				打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合	<p>2-6 寒中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th>施工内況 (※)</th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント、骨材、水の温度の管理</td><td>施工内況 (※)</td><td>測定時</td><td></td><td>2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>施工内況</td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設前</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>打設後</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設面の状況</td><td>初期強度、防護装置等</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>打設中及び完成完了後の保護状況</td><td>打設及び施工完了時</td><td>コンクリートの露出保護を必要とした場合</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理	施工内況 (※)	撮影箇所	撮影時 期		セメント、骨材、水の温度の管理	施工内況 (※)	測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。	施工内況		打設面の状況	打設前				打設面の状況	打設後				打設面の状況	初期強度、防護装置等				打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合	・修正 (※) 代謝的な1サイクルの撮影で可とする										
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
セメント、骨材、水の温度の管理		測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。																																																																																
施工内況		打設面の状況	打設前																																																																																	
		打設面の状況	打設後																																																																																	
		打設面の状況	初期強度、防護装置等																																																																																	
		打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合																																																																																
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理	施工内況 (※)	撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
セメント、骨材、水の温度の管理	施工内況 (※)	測定時		2-1レディーストコンクリートの確認事項を適用する。																																																																																
施工内況		打設面の状況	打設前																																																																																	
		打設面の状況	打設後																																																																																	
		打設面の状況	初期強度、防護装置等																																																																																	
		打設中及び完成完了後の保護状況	打設及び施工完了時	コンクリートの露出保護を必要とした場合																																																																																
440,441	漁港漁場関係工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-7 コンクリートの品質管理	<p>2-7 コンクリートの品質管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>品質管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験</td><td></td><td>調査結果、供試材状況及び検生時</td><td>調査時、養生時</td><td>但し、JISマーク表示認定工場の場合省略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>試験結果</td><td>試験時</td><td></td></tr> <tr> <td>品質監査</td><td></td><td>調査結果</td><td>調査時</td><td>試験基準強度の撮影を10~20%のみとする。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>現地調査</td><td>現地調査時</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	品質管理		撮影箇所	撮影時 期		試験		調査結果、供試材状況及び検生時	調査時、養生時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略			試験結果	試験時		品質監査		調査結果	調査時	試験基準強度の撮影を10~20%のみとする。			現地調査	現地調査時		<p>2-7 コンクリートの品質管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>品質管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験</td><td>(※)</td><td>調査結果、供試材状況及び検生時</td><td>調査時、養生時</td><td>但し、JISマーク表示認定工場の場合省略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>試験結果</td><td>試験時</td><td></td></tr> <tr> <td>品質監査</td><td>(※)</td><td>調査結果</td><td>調査時</td><td>試験基準強度の撮影を10~20%のみとする。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>現地調査</td><td>現地調査時</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	品質管理		撮影箇所	撮影時 期		試験	(※)	調査結果、供試材状況及び検生時	調査時、養生時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略			試験結果	試験時		品質監査	(※)	調査結果	調査時	試験基準強度の撮影を10~20%のみとする。			現地調査	現地調査時		・修正 (※) 出張規定毎に1枚の撮影で可とする																				
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
品質管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
試験		調査結果、供試材状況及び検生時	調査時、養生時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略																																																																																
		試験結果	試験時																																																																																	
品質監査		調査結果	調査時	試験基準強度の撮影を10~20%のみとする。																																																																																
		現地調査	現地調査時																																																																																	
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
品質管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
試験	(※)	調査結果、供試材状況及び検生時	調査時、養生時	但し、JISマーク表示認定工場の場合省略																																																																																
		試験結果	試験時																																																																																	
品質監査	(※)	調査結果	調査時	試験基準強度の撮影を10~20%のみとする。																																																																																
		現地調査	現地調査時																																																																																	
442,443	漁港漁場関係工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-8 鉄筋工	<p>2-8 鉄筋工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棒 梁</td><td></td><td>保護材設置</td><td>保護材設置</td><td>まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>接合部</td><td>接合部</td><td>まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>組立時</td><td>組立時</td><td>組立てて及び剥離した組立時</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>剥離時</td><td>剥離時</td><td>組立てて、組立時に剥離するように撮影。</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		棒 梁		保護材設置	保護材設置	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。			接合部	接合部	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。			組立時	組立時	組立てて及び剥離した組立時			剥離時	剥離時	組立てて、組立時に剥離するように撮影。	<p>2-8 鉄筋工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棒 梁</td><td>(※)</td><td>保護材設置</td><td>保護材設置</td><td>まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>接合部</td><td>接合部</td><td>まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>組立時</td><td>組立時</td><td>組立てて及び剥離した組立時</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>剥離時</td><td>剥離時</td><td>組立てて、組立時に剥離するように撮影。</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		棒 梁	(※)	保護材設置	保護材設置	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。			接合部	接合部	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。			組立時	組立時	組立てて及び剥離した組立時			剥離時	剥離時	組立てて、組立時に剥離するように撮影。	・修正 (※) 代謝的な1サイクルの撮影で可とする																				
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
棒 梁		保護材設置	保護材設置	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。																																																																																
		接合部	接合部	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。																																																																																
		組立時	組立時	組立てて及び剥離した組立時																																																																																
		剥離時	剥離時	組立てて、組立時に剥離するように撮影。																																																																																
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
棒 梁	(※)	保護材設置	保護材設置	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。																																																																																
		接合部	接合部	まくらげや骨組、鋼、アスベスト等を撮影。																																																																																
		組立時	組立時	組立てて及び剥離した組立時																																																																																
		剥離時	剥離時	組立てて、組立時に剥離するように撮影。																																																																																
442,443	漁港漁場関係工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-9 型枠及び支保工	<p>2-9 型枠及び支保工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 枠</td><td></td><td>製作及び外観調査</td><td>製作時</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>組立時</td><td>組立時</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>取外し時</td><td>取外し時</td><td>内法、外寸、隙間等の取外し寸法を撮影。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>清掃時</td><td>清掃時</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		型 枠		製作及び外観調査	製作時				組立時	組立時				取外し時	取外し時	内法、外寸、隙間等の取外し寸法を撮影。			清掃時	清掃時		<p>2-9 型枠及び支保工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注意事項及び説明</th></tr> <tr> <th>施工管理</th><th></th><th>撮影箇所</th><th>撮影時 期</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 枠</td><td>(※)</td><td>製作及び外観調査</td><td>製作時</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>組立時</td><td>組立時</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>取外し時</td><td>取外し時</td><td>内法、外寸、隙間等の取外し寸法を撮影。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>清掃時</td><td>清掃時</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明	施工管理		撮影箇所	撮影時 期		型 枠	(※)	製作及び外観調査	製作時				組立時	組立時				取外し時	取外し時	内法、外寸、隙間等の取外し寸法を撮影。			清掃時	清掃時		・修正 (※) 代謝的な1サイクルの撮影で可とする																				
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
型 枠		製作及び外観調査	製作時																																																																																	
		組立時	組立時																																																																																	
		取外し時	取外し時	内法、外寸、隙間等の取外し寸法を撮影。																																																																																
		清掃時	清掃時																																																																																	
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注意事項及び説明																																																																																
施工管理		撮影箇所	撮影時 期																																																																																	
型 枠	(※)	製作及び外観調査	製作時																																																																																	
		組立時	組立時																																																																																	
		取外し時	取外し時	内法、外寸、隙間等の取外し寸法を撮影。																																																																																
		清掃時	清掃時																																																																																	

## 漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

## 漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要																																																																																																																																																																																										
480,481	漁港漁場関係工事写真管理基準 3. 一般施工 3-13 被覆・根固工	<p>3-13 被覆・根固工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>撮 影 時 期</th><th>注意事項及び説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基礎石工</td><td></td><td></td><td>撮 影 面 所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) 基礎石</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3-4-3基礎石工 1)基礎物石を適用する。</td></tr> <tr> <td>2) 基礎石均し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3-4-3基礎石工 2)捨石本均し、3)捨石均しを適用する。</td></tr> <tr> <td>2. 地盤コンクリート工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-11地盤コンクリートを適用する。</td></tr> <tr> <td>3. 橋脚ブロック製作</td><td>施工管理</td><td>ヨード等 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード全般 ヨード等 脚 台</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。 ヨード等 使用搬運機械等 脚 台</td></tr> <tr> <td>品質管理</td><td>鉄 筋</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>3-4-3基礎石工 3)コンクリートの品質管理を適用する。</td></tr> <tr> <td>型 枠</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>コンクリート</td><td></td><td>完成</td><td>完成</td><td>完成</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>4. 橋脚ブロック据付</td><td>施工管理</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 1)被覆・据付の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>品質管理</td><td>鉄 筋</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>5. 水中コンクリート工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3-10水中コンクリートを適用する。</td></tr> <tr> <td>6. 水中不導電性コンクリート工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-12水中不導電性コンクリートを適用する。</td></tr> <tr> <td>7. テンダースタッフ工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) ポーリドマックスツッパー</td><td>施工管理</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td>品質管理</td><td>材料及び検査</td><td>材料及び検査</td><td>材料及び検査</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td>山岸作業管理</td><td>山岸作業</td><td>山岸作業</td><td>山岸作業</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明	1. 基礎石工			撮 影 面 所			1) 基礎石					3-4-3基礎石工 1)基礎物石を適用する。	2) 基礎石均し					3-4-3基礎石工 2)捨石本均し、3)捨石均しを適用する。	2. 地盤コンクリート工					2-11地盤コンクリートを適用する。	3. 橋脚ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。 ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-4-3基礎石工 3)コンクリートの品質管理を適用する。	型 枠					3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	コンクリート		完成	完成	完成	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	4. 橋脚ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 1)被覆・据付の標準事項を適用する。	品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	5. 水中コンクリート工					3-10水中コンクリートを適用する。	6. 水中不導電性コンクリート工					2-12水中不導電性コンクリートを適用する。	7. テンダースタッフ工						1) ポーリドマックスツッパー	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。		品質管理	材料及び検査	材料及び検査	材料及び検査	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。		山岸作業管理	山岸作業	山岸作業	山岸作業	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	<p>3-13 被覆・根固工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>撮 影 時 期</th><th>注意事項及び説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基礎石工</td><td></td><td></td><td>撮 影 面 所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) 基礎石</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3-4-3基礎石工 1)基礎物石を適用する。</td></tr> <tr> <td>2) 基礎石均し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3-4-3基礎石工 2)捨石本均し、3)捨石均しを適用する。</td></tr> <tr> <td>3. 地盤コンクリート工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-11地盤コンクリートを適用する。</td></tr> <tr> <td>4. 橋脚ブロック製作</td><td>施工管理</td><td>ヨード等 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード全般 ヨード等 脚 台</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。 ヨード等 使用搬運機械等 脚 台</td></tr> <tr> <td>品質管理</td><td>鉄 筋</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>5. 橋脚ブロック据付</td><td>施工管理</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 1)被覆・据付の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>品質管理</td><td>鉄 筋</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>6. 水中コンクリート工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-10水中コンクリートを適用する。</td></tr> <tr> <td>7. テンダースタッフ工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-12水中不導電性コンクリートを適用する。</td></tr> <tr> <td>1) ソーフトマックスツッパー</td><td>施工管理</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td>品質管理</td><td>材料及び検査</td><td>材料及び検査</td><td>材料及び検査</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td>山岸作業管理</td><td>山岸作業</td><td>山岸作業</td><td>山岸作業</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明	1. 基礎石工			撮 影 面 所			1) 基礎石					3-4-3基礎石工 1)基礎物石を適用する。	2) 基礎石均し					3-4-3基礎石工 2)捨石本均し、3)捨石均しを適用する。	3. 地盤コンクリート工					2-11地盤コンクリートを適用する。	4. 橋脚ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。 ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	5. 橋脚ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 1)被覆・据付の標準事項を適用する。	品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	6. 水中コンクリート工					2-10水中コンクリートを適用する。	7. テンダースタッフ工					2-12水中不導電性コンクリートを適用する。	1) ソーフトマックスツッパー	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。		品質管理	材料及び検査	材料及び検査	材料及び検査	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。		山岸作業管理	山岸作業	山岸作業	山岸作業	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	・修正
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明																																																																																																																																																																																									
1. 基礎石工			撮 影 面 所																																																																																																																																																																																											
1) 基礎石					3-4-3基礎石工 1)基礎物石を適用する。																																																																																																																																																																																									
2) 基礎石均し					3-4-3基礎石工 2)捨石本均し、3)捨石均しを適用する。																																																																																																																																																																																									
2. 地盤コンクリート工					2-11地盤コンクリートを適用する。																																																																																																																																																																																									
3. 橋脚ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。 ヨード等 使用搬運機械等 脚 台																																																																																																																																																																																									
品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-4-3基礎石工 3)コンクリートの品質管理を適用する。																																																																																																																																																																																									
型 枠					3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
コンクリート		完成	完成	完成	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
4. 橋脚ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 1)被覆・据付の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
5. 水中コンクリート工					3-10水中コンクリートを適用する。																																																																																																																																																																																									
6. 水中不導電性コンクリート工					2-12水中不導電性コンクリートを適用する。																																																																																																																																																																																									
7. テンダースタッフ工																																																																																																																																																																																														
1) ポーリドマックスツッパー	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
	品質管理	材料及び検査	材料及び検査	材料及び検査	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
	山岸作業管理	山岸作業	山岸作業	山岸作業	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明																																																																																																																																																																																									
1. 基礎石工			撮 影 面 所																																																																																																																																																																																											
1) 基礎石					3-4-3基礎石工 1)基礎物石を適用する。																																																																																																																																																																																									
2) 基礎石均し					3-4-3基礎石工 2)捨石本均し、3)捨石均しを適用する。																																																																																																																																																																																									
3. 地盤コンクリート工					2-11地盤コンクリートを適用する。																																																																																																																																																																																									
4. 橋脚ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。 ヨード等 使用搬運機械等 脚 台																																																																																																																																																																																									
品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
5. 橋脚ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 1)被覆・据付の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
6. 水中コンクリート工					2-10水中コンクリートを適用する。																																																																																																																																																																																									
7. テンダースタッフ工					2-12水中不導電性コンクリートを適用する。																																																																																																																																																																																									
1) ソーフトマックスツッパー	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	橋脚部構造物でできるように撮影。 3-13-3被覆・コロナ工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
	品質管理	材料及び検査	材料及び検査	材料及び検査	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
	山岸作業管理	山岸作業	山岸作業	山岸作業	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
486,487	漁港漁場工事写真管理基準 3. 一般施工 3-16 消波工	<p>3-16 消波工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>撮 影 時 期</th><th>注意事項及び説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 防護防波工</td><td></td><td></td><td>撮 影 面 所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2. 消波ブロック製作</td><td>施工管理</td><td>ヨード等 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード全般 ヨード等 脚 台</td><td>3-1-2消波工上部を適用する。</td></tr> <tr> <td>品質管理</td><td>鉄 筋</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>2-18-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>型 枠</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-7コンクリートの品質管理を適用する。</td></tr> <tr> <td>コンクリート</td><td></td><td>完成</td><td>完成</td><td>完成</td><td>3-13-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>2) 消波ブロック据付</td><td>施工管理</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明	1. 防護防波工			撮 影 面 所			2. 消波ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-1-2消波工上部を適用する。	品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	2-18-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。	型 枠					2-7コンクリートの品質管理を適用する。	コンクリート		完成	完成	完成	3-13-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。	2) 消波ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。							<p>3-16 消波工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>撮 影 時 期</th><th>注意事項及び説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 防護防波工</td><td></td><td></td><td>撮 影 面 所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2. 消波ブロック製作</td><td>施工管理</td><td>ヨード等 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード全般 ヨード等 脚 台</td><td>3-1-2消波工上部を適用する。</td></tr> <tr> <td>品質管理</td><td>鉄 筋</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>3-13-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>型 枠</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-7コンクリートの品質管理を適用する。</td></tr> <tr> <td>コンクリート</td><td></td><td>完成</td><td>完成</td><td>完成</td><td>3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>2) 消波ブロック据付</td><td>施工管理</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>使用搬運機械等 脚 台</td><td>3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明	1. 防護防波工			撮 影 面 所			2. 消波ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-1-2消波工上部を適用する。	品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-13-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。	型 枠					2-7コンクリートの品質管理を適用する。	コンクリート		完成	完成	完成	3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。	2) 消波ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。							・修正																																																																																										
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明																																																																																																																																																																																									
1. 防護防波工			撮 影 面 所																																																																																																																																																																																											
2. 消波ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-1-2消波工上部を適用する。																																																																																																																																																																																									
品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	2-18-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
型 枠					2-7コンクリートの品質管理を適用する。																																																																																																																																																																																									
コンクリート		完成	完成	完成	3-13-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
2) 消波ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明																																																																																																																																																																																									
1. 防護防波工			撮 影 面 所																																																																																																																																																																																											
2. 消波ブロック製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-1-2消波工上部を適用する。																																																																																																																																																																																									
品質管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	3-13-3被覆・ブロック工 1)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
型 枠					2-7コンクリートの品質管理を適用する。																																																																																																																																																																																									
コンクリート		完成	完成	完成	3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・ブロック製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
2) 消波ブロック据付	施工管理	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	使用搬運機械等 脚 台	3-13-3被覆・ブロック工 2)被覆・据付の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
494,495	漁港漁場工事写真管理基準 3. 一般施工 3-22 魚礁工	<p>3-22 魚礁工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>撮 影 時 期</th><th>注意事項及び説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 魚礁工工・单体魚礁製作</td><td></td><td></td><td>撮 影 面 所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) 单体魚礁製作</td><td>施工管理</td><td>ヨード等 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台</td><td>ヨード全般 ヨード等 脚 台</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>品質管理</td><td>コンクリート</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>2-4-3被覆打設工を適用する。</td></tr> <tr> <td>出米形管理</td><td>鉄 筋</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>組立ててばかり 組立完了時</td><td>2-7コンクリートの品質管理を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td>コンクリート</td><td>完成</td><td>完成</td><td>完成</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td>2. 魚礁工工・組立部材製作</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) コンクリート部材組立</td><td>施工管理</td><td>ヨード等 使用搬運機械等 足 庫</td><td>ヨード及く搬運 使用搬運機械等 足 庫</td><td>ヨード全般 ヨード等 足 庫</td><td>3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2-9-3防護・支保工(早場工)を適用する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>荷物の正味積量、荷物の平均積量でできるように撮影。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>最大積量、最小積量、積載密度を記載する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>積載部の堆積、形状、荷物の平均積量等を記載撮影する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>品質管理</td></tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明	1. 魚礁工工・单体魚礁製作			撮 影 面 所			1) 单体魚礁製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	品質管理	コンクリート	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	2-4-3被覆打設工を適用する。	出米形管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	2-7コンクリートの品質管理を適用する。		コンクリート	完成	完成	完成	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。	2. 魚礁工工・組立部材製作						1) コンクリート部材組立	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 足 庫	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 足 庫	ヨード全般 ヨード等 足 庫	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。						2-9-3防護・支保工(早場工)を適用する。						荷物の正味積量、荷物の平均積量でできるように撮影。						最大積量、最小積量、積載密度を記載する。						積載部の堆積、形状、荷物の平均積量等を記載撮影する。						品質管理	・修正																																																																																																													
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	撮 影 時 期	注意事項及び説明																																																																																																																																																																																									
1. 魚礁工工・单体魚礁製作			撮 影 面 所																																																																																																																																																																																											
1) 单体魚礁製作	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 脚 台	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 脚 台	ヨード全般 ヨード等 脚 台	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
品質管理	コンクリート	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	2-4-3被覆打設工を適用する。																																																																																																																																																																																									
出米形管理	鉄 筋	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	組立ててばかり 組立完了時	2-7コンクリートの品質管理を適用する。																																																																																																																																																																																									
	コンクリート	完成	完成	完成	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
2. 魚礁工工・組立部材製作																																																																																																																																																																																														
1) コンクリート部材組立	施工管理	ヨード等 使用搬運機械等 足 庫	ヨード及く搬運 使用搬運機械等 足 庫	ヨード全般 ヨード等 足 庫	3-5-1ケージー製作工の標準事項を適用する。																																																																																																																																																																																									
					2-9-3防護・支保工(早場工)を適用する。																																																																																																																																																																																									
					荷物の正味積量、荷物の平均積量でできるように撮影。																																																																																																																																																																																									
					最大積量、最小積量、積載密度を記載する。																																																																																																																																																																																									
					積載部の堆積、形状、荷物の平均積量等を記載撮影する。																																																																																																																																																																																									
					品質管理																																																																																																																																																																																									

(※ 1) 同一内のワブロック毎に(一般的な)サイクルの撮影で可とする  
(※ 2) 出来形管理基準の測定密度以上撮影とする

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要																																										
付属資料目次	付属資料目次	4. 船舶航行に関する報告手続 5. 工事の施工等に関する通達	4. 船舶航行に関する報告手続 5. 工事の施工等に関する通達 6. 施工プロセスを通じた検査方式実施要領について(案)	・修正																																										
	現行文なし		「施工プロセスを通じた検査方式実施要領について(案)」追加 <small>3-22 施工工事</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影区分</th> <th>撮影項目</th> <th>撮 影 範 囲</th> <th>基 準</th> <th>撮 影 時 間</th> <th>注意事項及び備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">1. 魚類加工工事・単位荷役作業</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. 施工管理</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 質量管理</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 施工工事</td> </tr> <tr> <td colspan="7">5. 施工規則</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 範 囲	基 準	撮 影 時 間	注意事項及び備考	1. 魚類加工工事・単位荷役作業							2. 施工管理							3. 質量管理							4. 施工工事							5. 施工規則							・新規追加
工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 範 囲	基 準	撮 影 時 間	注意事項及び備考																																								
1. 魚類加工工事・単位荷役作業																																														
2. 施工管理																																														
3. 質量管理																																														
4. 施工工事																																														
5. 施工規則																																														
-	付属資料 2. 海上工事における関係法令一覧 航行安全に関する法令	内航海運業法 (昭和27.5.27法律第151号) 同 施行規則 (昭和27.7.2運輸省令第42号)	内航海運業法 (昭和27.5.27法律第151号) 同 施行令 (令和4.1.4政令第7号) 同 施行規則 (昭和27.7.2運輸省令第42号)	・修正																																										
-	付属資料 2. 海上工事における関係法令一覧 漁港等整備に関する法令	漁港漁場整備法 (昭和25.5.2法律第137号) 同 施行令 (昭和25.7.28政令第239号) 同 施行規則 (昭和26.7.17農林省令第47号) 港湾法 (昭和25.5.31法律第218号) 同 施行令 (昭和26.1.19政令第4号) 同 施行規則 (昭和26.11.22運輸省令第98号) 港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (平成19.3.26国土交通省令第15号) 海岸法 (昭和31.5.12法律第101号) 同 施行令 (昭和31.11.7政令第332号) 同 施行規則 (昭和31.11.10農林、運輸、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10.4.9法律第57号) 同 施行令 (大正11.4.8勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49.3.18運輸、建設省令第1号)	漁港漁場整備法 (昭和25.5.2法律第137号) 同 施行令 (昭和25.7.28政令第239号) 同 施行規則 (昭和26.7.17農林省令第47号) 港湾法 (昭和25.5.31法律第218号) 同 施行令 (昭和26.1.19政令第4号) 同 施行規則 (昭和26.11.22運輸省令第98号) 港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (平成19.3.26国土交通省令第15号) 海岸法 (昭和31.5.12法律第101号) 同 施行令 (昭和31.11.7政令第332号) 同 施行規則 (昭和31.11.10農林省、運輸省、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10.4.9法律第57号) 同 施行令 (大正11.4.8勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49.3.18運輸省、建設省令第1号)	・修正																																										
-	付属資料 2. 海上工事における関係法令一覧 海洋汚染防止等に関する法律	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3.4.26法律第48号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12.5.31法律第104号) 同 施行令 (平成12.11.29政令第495号) 同 施行規則(平成14.3.5国土交通省・環境省第1号) 水質汚濁防止法 (昭和45.12.25法律第138号) 同 施行令 (昭和46.6.17政令第188号) 同 施行規則 (昭和46.6.19総理府通産省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26.12.17法律第313号) 自然環境保全法 (昭和47.6.22法律第85号) 同 施行令 (昭和48.3.31政令第38号) 同 施行規則 (昭和48.11.9総理府令第62号)	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3.4.26法律第48号) 同 施行令 (平成3.10.18政令第327号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12.5.31法律第104号) 同 施行令 (平成12.11.29政令第495号) 同 施行規則(平成14.3.5国土交通省・環境省第1号) 水質汚濁防止法 (昭和45.12.25法律第138号) 同 施行令 (昭和46.6.17政令第188号) 同 施行規則 (昭和46.6.19総理府、通商産業省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26.12.17法律第313号) 同 施行令 (昭和27.6.14政令第194号) 同 施行規則 (昭和27.6.16農林省令第44号) 自然環境保全法 (昭和47.6.22法律第85号) 同 施行令 (昭和48.3.31政令第38号) 同 施行規則 (昭和48.11.9総理府令第62号)	・修正																																										

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現規	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
-	付属資料 2. 海上工事における関係法令一覧 危険物に関する法律	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4法律第149号) 同 施行規則 (昭和25.10.31通産省令第88号) 火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35.12.28総理府令第65号)	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4法律第149号) <b>同 施行令 (昭和25.10.31政令第323号)</b> 同 施行規則 (昭和25.10.31通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35.12.28総理府令第65号)	・修正
-	付属資料 2. 海上工事における関係法令一覧 交通安全に関する法律	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号) <b>同 施行令 (昭和42.12.18政令第363号)</b> <b>同 施行規則 (昭和42.12.22運輸省令第86号)</b>	・修正
-	付属資料 2. 海上工事における関係法令一覧 船員に関する法律	船員保険法(昭和14. 4. 6法律第73号)	船員保険法(昭和14. 4. 6法律第73号) <b>同 施行令 (昭和28. 8.31政令第240号)</b> <b>同 施行規則 (昭和15. 2.27厚生省令第5号)</b>	・修正
-	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続 (2)港湾区域内で、工事等を施工する場合	適用海域: 港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域)  手続きを必要とするとき: 次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域(上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ)又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良(第一項の占用を伴うものは除く) ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為イ. 港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築ロ. 港湾管理者の長が指定する廃物の投棄  提出先:港湾管理者の長  他の法令との関係: 公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。(港湾法56-1)	適用海域: 港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって <b>港湾管理者</b> が指定する区域)  手続きを必要とするとき: 次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域(上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ)又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、 <b>外郭</b> 施設、 <b>係留</b> 施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良( <b>第一号</b> の占用を伴うものは除く) ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為イ. <b>港湾管理者</b> が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築ロ. <b>港湾管理者</b> が指定する廃物の投棄  提出先: <b>港湾管理者</b>  他の法令との関係: 公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、 <b>外郭</b> 施設、若しくは <b>係留</b> 施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。(港湾法56-1)	・修正
-	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手續 (2)港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	書類の名称:作業等許可申請書 根拠法令:港則法31-1項、43項、同則16 提出先:特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安監部又は海上保安部の長	書類の名称: <b>工事・作業</b> 許可申請書 根拠法令:港則法31-1項、 <b>45</b> 項、同則16、 <b>20-9</b> 提出先:特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安監部又は海上 <b>保安航空基地</b> 部の長	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現規	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
-	<p>付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続 (4) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合</p>	<p>書類の名称:工事等届出書 記載事項 1)事 項            ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名            ② 種類規模及び構造            ③ 船舶許容能力、係留能力            ④ 工事の開始及び完了の予定期日            ⑤ 使用及び管理の計画            2)添付書類            ① 工事設計書            ② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1／10,000以上の図面            ③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1／1,000以上の図面            ④ 規模及び構造を表示した縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(種類、規模等により一部を省略することができる)            ⑤ その他参考書類</p>	<p>書類の名称:水域施設等(建設・改良)届出書 記載事項: 1)事 項            ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名            ② 種類<b>及び</b>規模            ③ 船舶許容能力、係留能力            ④ 工事の開始及び完了の予定期日            ⑤ 使用及び管理の計画            2)添付書類            ① 次の事項を示し又は記載した書類            イ.諸元及び要求性能            ロ.作用及びその設定根拠            ハ.イ及びロの照査方法            ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類            ③ 維持管理方法を記載した書類            ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1／10,000以上の図面            ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1／1,000以上の図面            ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(種類、規模等により一部を省略することができる)            ⑦ その他参考書類</p>	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
-	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (5) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合	<p>提出者: ・工事等許可申請書 工事、作業を行おうとする者又は工作物を設置しようとするもの 提出先: ・工事等許可申請書 所轄海上保安(監)部 ・工事等届出書 同 左</p>	<p>提出者: ・工事等許可申請書 工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者 提出先: ・工事等許可申請書 所轄海上<b>保安部の長</b> ・工事等届出書 <b>所轄海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長(所轄管区海上保安本部長あて)</b></p>	・修正
-	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手手続きの手引き (6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	<p>手続きを必要とするとき: ・海岸保全区域工事等許可申請書 ① 土石(砂を含む)を採取すること ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること</p>	<p>手続きを必要とするとき: ・海岸保全区域工事等許可申請書 ① 土石(砂を含む)を採取すること ② <b>水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を改築すること</b></p>	・修正
	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手手続きの手引き (7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合	<p>根拠法令:自然公園法17 18 18-2 20 同則10 適用海域:特別地域(国立公園、国定公園)、特別保護地区、海中公園地区 手続きを必要とするとき: ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 鉛物を掘採し、又は土石を採取すること ④ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ⑤ の2. 環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑥ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は公告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑦ 水面を埋立て、又は干拓すること ⑧ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑨ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑩ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること</p>	<p>法令根拠:自然公園法20、21、22、33、同則10 適用海域:特別地域(国立公園、国定公園)特別保護地区、<b>海域</b>公園地区 手続きを必要とするとき: ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ <b>環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること</b> ④ 鉛物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ⑥ <b>環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること</b> ⑦ <b>広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること</b> ⑧ <b>屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること</b> ⑨ <b>水面を埋め立て、又は干拓すること</b> ⑩ <b>土地を開墾しその他土地の形状を変更すること</b> ⑪ <b>高山植物その他この植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること</b> ⑫ <b>環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)</b> ⑬ <b>山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること</b> ⑭ <b>環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)</b> ⑮ <b>屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること</b> ⑯ <b>湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること</b> ⑰ <b>道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること</b> ⑱ <b>前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</b></p>	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現規	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
	<p>付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (7)自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合</p> <p>図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面</p>	<p>申請の内容:            ① 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)            ② 行為の種類            ③ 行為の目的            ④ 行為の場所            ⑤ 行為地及びその付近の状況            ⑥ 行為の施行方法            ⑦ 着手及び完了の予定日            (添付図面等)            ① 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図            ② 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真            ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図            ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面         </p>	<p>申請の内容:            ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名            ② 行為の種類            ③ 行為の目的            ④ 行為の場所            ⑤ 行為地及びその付近の状況            ⑥ 行為の施行方法            ⑦ 着手及び完了の予定日            (添付図面等)            ① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図            ② 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真            ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図            ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面         </p>	・修正
	<p>付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続きを実施する場合 (8)水路測量を実施する場合</p>	<p>提出先:管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて) 申請の内容:            ① 申請者の住所、氏名又は名称            ② 水路測量の目的区域            ③ 精 度            ④ 方 法            ⑤ 期 間            ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地            ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地            ⑧ 水路測量作業員の構成         </p>	<p>提出先:実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部(海上保安庁長官あて) 申請の内容:            ① 申請者の住所、氏名又は名称            ② 水路測量の目的、区域            ③ 水路測量標の設置の有無            ④ 事 項            ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度            ⑥ 期 間            ⑦ 成果の提出            ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地            ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地            ⑩ 備考(計画機関の担当者等)         </p>	・修正
	<p>付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続きを実施する場合 (9)航路標識を設置、管理、変更する場合</p>	<p>【航路標識設置(管理)許可申請書】 根拠法令:航路標識法2のただし書 同則1、3 手続きを必要とするとき:海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき 提出者:設置及び管理しようとする者 提出先:所轄海上保安本部燈台部(管区海上保安本部長あて) 申請の内容:            1)設置の場合            ① 理由書            ② 設置位置を海図上に示した図面            ③ 航路標識の全体を示した側面図            ④ 航路標識の各部の構造についての図面            ⑤ 告示要項書            ⑥ 用品調書            2)管理の場合            ① 航路標識の名称            ② 管理の理由            ③ 管理期間            ④ 管理条件            ⑤ 管理方法         </p>	<p>【航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書】 根拠法令:航路標識法13-1、13-6、14、21-2 同則9、11、18 手続きを必要とするとき:許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき 提出者:変更等をしようとする者 提出先:所轄海上保安(監)部(管区海上保安本部長あて) 記載事項:            1)許可標識 (申請書)            ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            ② 種 類            ③ 位 置            ④ 名 称            ⑤ 変更事項            ⑥ 変更理由            ⑦ 変更後の供用開始の予定期日            (添付書類)            変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書            2)事前(届出標識) (届出書)            申請書記載事項のとおり            (添付書類)            申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類            3)事後(軽微な変更等) (届出書)            申請書記載事項のうち①～⑥、変更日            (添付書類)            申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書         </p>	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現頁	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (9)航路標識を設置、管理、変更する場合		4)休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤ 休止の予定期日及び 期間並びに休止に伴う 措置 ⑥ 廃止の予定期日及び 廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理由	・修正
	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手手続きの手引き (9)航路標識を設置、管理、変更する場合	<p>【航路標識現状変更許可申請書】 根拠法令:航路標識法の1 同則7 手続きを必要とするとき:海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき 提出者:航路標識の管理者 提出先:同左 申請の内容: 1)位置を変更する場合 ① 設置位置を海図上に示した図面 ② 告示要項書 2)性質又は構造を変更する場合 ① 航路標識の全体を示した側面図 ② 航路標識の各部の構造についての図面 ③ 告示要項書 3)廃止、休止の場合【航路標識廃止(休止)許可申請書】 ① 理由 ② 廃止の期日(休止の期間) ③ 廃止(休止)に伴う措置</p>	<p>【航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書】 根拠法令:航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16 手続きを必要とするとき:海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき 提出者:設置しようとする者 提出先:同左 記載事項: 1)許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項(設置期間、現状変更予定等) (添付書類) ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調査 ⑦ 無線局免許状の写し(電波標識に限る) 2)届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤ の書類</p>	・修正
	付属資料 4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (1)長大物件をえい(押)航するときの航路通報	手続きを必要とするとき:長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの)、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき 通報先:(航路名)伊良湖水道航路、(航路担当部署)第四管区海上保安本部	手続きを必要とするとき:長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合)、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき 通報先:(航路名)伊良湖水道航路、(航路担当事務所)伊勢湾海上交通センター	・修正
	付属資料 4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (2)海難発生時の通報	根拠法令:海交法33、同則29 港則法25 通報先:所轄海上保安(監)部の長	根拠法令:海交法43、同則29 港則法24 通報先:所轄海上保安(監)部、海上保安航空基地の長	・修正
	付属資料 4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (3)航路標識等事故発生時の通報	根拠法令:航路標識法7	根拠法令:航路標識法25	・修正

漁港漁場関係工事共通仕様書(新旧対比表)

現規	行又は項目	現 行(R4.4)	改 定	概 要
付属資料 4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (4) 海難報告	報告部数:2部 報告内容 ⑩ 船長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑪ 機関長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑫ 発航港及び到着港 ⑬ 事実発生の年月日時及び場所 ⑭ 事実のてん末	報告部数:3部 報告内容 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号(船長、機関長) ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事実発生の年月日時及び場所 ⑮ 事故のてん末		・修正